

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第7号）であって、給与、出勤日数、労働時間及び雇用について、鳥取県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された466事業所について行っている。（ただし鉱業は調査事業所なし）

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の総額のことである。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額である。

「きまって支給する給与」とは、労働契約、労働協約、あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された給与のことで、「超過労働給与」を含む。

「超過労働給与」とは、所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことである。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。

「特別に支払われた給与」とは、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与、新しい協約により過去にさかのぼって算定された給与の追給額、3か月を超える期間ごとに算定される住宅手当や通勤手当等、並びに賞与のことである。

(2) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にならないが1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間

労働者が実際に労働した時間数のことであって、休憩時間は除かれる。ただし運輸関係労働者等の手待ち時間は含める。なお、本来の職務外として行われる当宿直の時間数は含めない。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などの実労働時間数のことである。

(4) 常用労働者

期間を定めずに又は1か月を超える期間をきめて雇われている者、あるいは、日々又は1か月以内の期間をきめて雇われているが前2か月にそれぞれ18日以上実際に雇われた者のことである。

1日の労働時間の長短は問わず、いわゆるパートタイマー等も含む。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、1日の労働時間、又は1週の労働日数が短い者のことである。

「パートタイム労働者比率」は、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

(5) 入職率・離職率

採用（解雇、退職）、出向及び同一企業内の他の事業所からの（への）転勤によって当事業所に入った（を離れた）常用労働者を、前月末常用労働者数で除した値である。

4 調査結果の算定

この結果は、調査事業所からの報告をもとにして事業所規模5人以上の県内すべての事業所に対応するよう推計したものである。

5 利用上の注意

- (1) 前年比などの増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップ修正をした指数により算出しており、実数で算した場合と必ずしも一致しない。また、指数、前年比などの増減率は、調査事業所の抽出替えに伴い、今後改正されることがある。
- (2) 不動産業は調査対象事業所が少ないため非公表とするが、調査産業計には含まれる。
電気・ガス・熱供給・水道業は、「電気ガス水道業」、サービス業（他に分類されないもの）は、「サービス業」と表示する。
- (3) 第5-1～3表の「Fその他」の一括集計に含まれる産業は、「繊維」「家具」「ゴム」「なめし革」「非鉄金属」「輸送用機器」「精密機器」「その他」である。
また「Qその他」の一括集計に含まれる産業は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「廃棄物処理業」「物品賃貸業」「広告業」「その他の事業サービス業」「政治・経済・文化団体」である。
- (4) 実質賃金指数については、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

6 毎月勤労統計調査地方調査の表章産業の変更について

毎月勤労統計調査地方調査においては平成17年1月分結果から、平成14年3月に改訂された日本標準産業分類（以下「新産業分類」という。）に基づく集計結果を公表することとした。

「調査産業計」及び「製造業」については、日本標準産業分類における分類内容が変更されており、平成15年以前と産業の範囲と厳密には接続していないが、長期時系列利用上の便を図るため、平成16年1月分から12月分の指数（新産業再集計結果）を作成し、旧産業の平成16年平均と新産業再集計結果の平成16年平均が一致するよう指数の修正を行って、接続を図っている。

また、新設された産業（「情報通信業」「運輸業」「卸売・小売業」「金融・保険業」「飲食店、宿泊業」「医療、福祉」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」）は過去のデータがないため、平成17年1月分より指数を作成している。

7 指数のギャップ修正について

平成21年1月に事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行っており、旧事業所と新事業所の調査結果の間に多少の断層（ギャップ）が生じ、時系列比較が困難となっていることから、時系列での比較を可能とするために、賃金・労働時間・雇用の指数の改訂を過去に遡って行った。

よって、実数値については修正しないので、時系列比較は指数を用いていただきたい。

ただし、産業によっては指数が大きく変動しているため、利用にあたっては注意していただきたい。